

瀬戸市消防本部訓令第3号

消防本部

消防署

瀬戸市消防本部等決裁規程（昭和62年瀬戸市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

瀬戸市消防長 井上 勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>主幹等</u> 規則第8条第1項に規定する主幹並びに瀬戸市消防署組織規程（昭和61年瀬戸市消防本部告示第1号。以下「規程」という。）第9条第1項に規定する主幹、室長及び分署長をいう。</p> <p>から まで <省略></p> <p>(消防次長等の専決)</p> <p>第5条 消防次長、課長、消防署長及び主幹等は、別表第1及び別表第2に定める事項を専決するものとする。</p> <p>2 消防次長、課長、消防署長及び主幹等は、前項に定めるもののほか、消防長の決裁事項のうち、特に重要なもの以外のものについて専決することができる。</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 <省略></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>グループリーダー</u> 規則第8条第1項又は瀬戸市消防署組織規程（昭和61年瀬戸市消防本部告示第1号。以下「規程」という。）第9条第1項に規定するグループリーダーをいう。</p> <p>から まで <省略></p> <p>(消防次長等の専決)</p> <p>第5条 消防次長、課長、消防署長及び<u>グループリーダー</u>は、別表第1及び別表第2に定める事項を専決するものとする。</p> <p>2 消防次長、課長、消防署長及び<u>グループリーダー</u>は、前項に定めるもののほか、消防長の決裁事項のうち、特に重要なもの以外のものについて専決することができる。</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 <省略></p>

2 <省略>	2 <省略>
3 課長が不在であるときは、当該事務を所掌する規則第8条第1項に規定する <u>主幹</u> が課長の専決すべき事項を代決することができる。	3 課長が不在であるときは、当該事務を所掌する規則第8条第1項に規定する <u>グループリーダー</u> が課長の専決すべき事項を代決することができる。
4 消防署長が不在であるときは副署長が、消防署長及び副署長がともに不在であるときは当該事務を所掌する規程第9条第1項に規定する <u>主幹、室長及び分署長</u> がそれぞれ消防署長の専決すべき事項を代決することができる。	4 消防署長が不在であるときは副署長が、消防署長及び副署長がともに不在であるときは当該事務を所掌する規程第9条第1項に規定する <u>グループリーダー</u> がそれぞれ消防署長の専決すべき事項を代決することができる。
5 規程第9条第1項に規定する <u>主幹、室長及び分署長</u> が不在であるときは、消防長が指定した消防司令長又は消防司令が規程第9条第1項に規定する <u>主幹、室長及び分署長</u> の専決すべき事項を代決することができる。	5 規程第9条第1項に規定する <u>グループリーダー</u> が不在であるときは、消防長が指定した消防司令長又は消防司令が規程第9条第1項に規定する <u>グループリーダー</u> の専決すべき事項を代決することができる。

別表第1を次のように改める。

決裁区分 決裁事項	消防本部				消防署		備考
	消防長	消防次長	課長	主幹	消防署長	主幹、室長及び分署長	
事業計画及び実施計画	重要なもの	一般的なもの	軽易なもの		重要なものの以外のもの		
申請に対する処分に関する審査基準及び標準基準処理期間並びに不利益処分に関する処分基準の設定							
要綱その他の行政の運用基準の制定及び改廃	重要なもの	軽易なもの					補助金等に関する交付要綱は経営課

							長合議
情報公開			公文書の開示				行政課長合議
	不服申立てに対する決定	情報公開審議会への諮問					
個人情報保護		個人情報の訂正、利用停止、目的外利用及び外部提供の決定	個人情報の開示の決定				行政課長合議
	不服申立てに対する決定	個人情報保護審議会への諮問					
パブリックコメント手続		パブリックコメント手続の実施（適用除外の決定を含む。）					行政課長合議
諮問、協議、申請、催告、通知等	重要なもの	一般的なもの	軽易なもの		重要なもの以外のもの		
出版物の刊行	重要なもの	一般的なもの	軽易なもの		重要なもの以外のもの		
証明							
事務引継	消防長、消防次長及び消防署長	企画補佐、課長	主幹及び消防司令長	消防司令以下	副署長、主幹、室長、分署長及び消防司令長	署に勤務する消防司令以下	
事務分担			主幹及び消防司令長	消防司令以下	副署長、主幹、室長、分署長及び消	署に勤務する消防司令以下	

					防司令長		
職務に専念する義務の免除	消防長、消防次長及び消防署長		主幹及び消防司令長	消防司令以下	副署長、主幹、室長、分署長及び消防司令長以下		消防課長合議
年次有給休暇	消防長、消防次長及び消防署長		主幹及び消防司令長	消防司令以下	副署長、主幹、室長、分署長及び消防司令長	署に勤務する消防司令以下	
病気休暇、特別休暇等	消防長、消防次長及び消防署長		主幹及び消防司令長	消防司令以下	副署長、主幹、室長、分署長及び消防司令長以下		消防課長合議
時間外勤務及び休日勤務の命令	消防長、消防次長及び消防署長		主幹及び消防司令長	消防司令以下	副署長、主幹、室長、分署長及び消防司令長	署に勤務する消防司令以下	
出張命令	国内	消防長、消防次長及び消防署長	主幹及び消防司令長	消防司令以下	副署長、主幹、室長、分署長及び消防司令長	署に勤務する消防司令以下	
	国外						経営課長合議
諸手当の認定							
県外旅行届の受理	消防長、消防次長及び消防署長		主幹及び消防司令長	消防司令以下	副署長、主幹、室長、分署長及び消防司令長	署に勤務する消防司令以下	
備考							
<p>1 この表において「 」は、当該決裁事項のすべてを決裁できることを示す。</p> <p>2 この表において、消防本部の欄「主幹」は、規則第8条第1項に規定するものを、消防署の欄「主幹、室長及び分署長」は、規程第9条第1項に規定する</p>							

ものをいう。

- 3 「経営課長」及び「行政課長」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）第4条に規定するそれぞれの課の長をいう。

別表第2の2中

決裁区分 決裁事項	消防署長	グループリーダー
--------------	------	----------

を

「

決裁区分 決裁事項	消防署長	主幹、室長及び分署長
--------------	------	------------

に改め、同表備考2

」

を次のように改める。

- 2 この表において、「主幹、室長及び分署長」は、規程第9条第1項に規定するものをいう。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。